

○大子町医師修学資金貸与条例

令和3年3月17日

条例第1号

改正 令和4年11月25日条例第20号

令和5年3月10日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、医学課程に在学する者等で、将来、町内の医療機関において医師（非常勤の者を除く。以下同じ。）として勤務しようとする者に対し、修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、医療機関に必要な医師を確保し、もって町民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条の大学院を除く。）及び外国の医学校（医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第11条第3号に規定する外国の医学校をいう。）をいう。
- (3) 医学課程 大学の医学を履修する課程をいう。

(貸与の対象)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医学課程に在学する者（医学課程に合格し、入学手続を行う者を含む。）
- (2) 将来、医師として町内の医療機関に勤務する意思を有する者
- (3) この条例による修学資金以外の修学資金その他これに準ずる資金の貸与を受けていない者又は受ける見込みのない者

(貸与の額)

第4条 修学資金の貸与の額は、次のとおりとする。

- (1) 月額40万円
- (2) 入学した年度にあっては、入学金に相当する額（当該入学金が300万円を超える

ときは、300万円)

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、医学課程の正規の修学期間内であって、次条の規定により締結された貸与契約に定める期間とする。

(貸与の契約)

第6条 町長は、修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）からの申請があったときは、当該申請の内容を審査し、貸与することが適当と認めるときは、修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。この場合において、申請者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第7条 町長は、修学資金の貸与を受ける者（以下「修学生」という。）が、大学に在学する間に次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となり卒業の見込みがないと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (5) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(学業成績表等の提出)

第8条 修学生は、町長から学業成績表及び健康診断書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(貸与の停止等)

第9条 町長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月から復学した日の属する月までの期間に係る修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月分として貸与されたものとみなす。

2 町長は、修学生が留年（一の学年の過程を再度履修することをいう。以下同じ。）を

したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。

3 町長は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第10条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が生じた日から起算して30日以内に、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を返還しなければならない。ただし、町長は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

(1) 貸与期間が満了したとき。

(2) 第7条の規定により、貸与契約が解除されたとき。

2 前項に規定する利息の額は、貸与を受けた修学資金の総額につき、当該修学資金の貸与を受けた日から最後に修学資金の貸与を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年当たり利息制限法（昭和29年法律第100号）に規定する利息の制限の範囲内において、町規則で定める割合で計算した額とする。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 前2項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を、利息の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。

(返還の猶予)

第11条 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行を猶予することができる。

(1) 医師免許を取得しようとする場合 医学課程を修了した日の属する月の翌月の初日から臨床研修（法第16条の2第1項の規定に基づく研修をいう。以下同じ。）を開始した日の属する月の前月の末日までの期間。ただし、医学課程の修了後、法第11条第1号又は第3号の規定による医師国家試験受験資格認定を受ける者にあつては2年を、同法第12条の規定による医師国家試験予備試験受験資格認定を受ける者にあつては4年を限度とする。

(2) 臨床研修を受けている場合 当該臨床研修を開始した日の属する月の初日から当該臨床研修を修了した日の属する月の末日までの期間

- (3) 専門研修（臨床研修終了後の医師の専門的な知識及び技術の習得に係る研修をいう。以下同じ。）を受けている場合 当該専門研修を開始した日の属する月の初日から当該専門研修を修了した日の属する月の末日までの期間
- (4) 町内の医療機関に医師として採用され、業務に従事した場合 当該業務に従事した日の属する月の初日から当該業務に従事しなくなった日の属する月の末日までの期間
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると町長が認める場合 町長が必要と認める期間  
(返還の免除)

第12条 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の全部を免除するものとする。

- (1) 前条第4号に該当する場合で、その従事した期間（以下「従事期間」という。）が、引き続き修学資金の貸与期間（貸与期間が3年未満のときは3年）に達したとき。
- (2) 従事期間中に職務若しくは通勤により死亡し、又は職務若しくは通勤に起因する心身の故障のため免職されたとき（職務又は通勤に起因する心身の故障のため退職する場合で、将来にわたって医師の業務に従事することができないと町長が認めるときを含む。）。

2 町長は、従事期間が修学資金の貸与期間に相当する期間に満たないときは、当該従事期間に応じ、返還債務の一部を免除することができる。

3 町長は、修学生が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により当該修学資金を返還することが困難と認められるときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(遅延損害金)

第13条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき修学資金の額と第10条第2項の規定により算出した利息の額との合計額につき、大子町税外諸収入の延滞金徴収条例（昭和51年大子町条例第18号）に規定する延滞金の割合に準じた割合により算出した金額に相当する遅延損害金を加算して支払わなければならない。

2 第10条第3項及び第4項の規定は、前項の遅延損害金について準用する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大子町医師修学資金貸与条例の規定は、令和5年度以降の修学資金の申請に係る貸与について適用し、令和4年度以前の修学資金の申請に係る貸与については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大子町医師修学資金貸与条例の規定は、令和5年度以降の修学資金の申請に係る貸与について適用し、令和4年度以前の修学資金の申請に係る貸与については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、発付した督促状に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。